

公益社団法人宮崎県看護協会の共催及び後援に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益社団法人宮崎県看護協会（以下「協会」という。）が他団体の主催事業へ共催及び後援をする基準及びその事務取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 主催する団体とともに事業の企画又は運営に参加し、共同主催者として役割や経費等の一部を分担することをいう。
- (2) 後援 団体が主催する事業に対して、協会が事業の趣旨に賛同し、名義の使用等を承諾することによって支援することをいう。

(承認の基準)

第3条 協会が共催及び後援を承認することができる事業は、次の各号の全てに該当するものでなければならない。

- (1) 団体が主催する事業であること
- (2) 協会の理念及び活動方針に沿った事業であること
- (3) 公益性があると認められる事業であること
- (4) 宗教活動、政治活動又は営利事業として行われるものでないこと
- (5) 事業の名称に特定企業の商品名等を用いていないこと
- (6) 入場料、参加料等を徴収する事業にあつては、その額が適正であると認められること
- (7) 主催する団体が当該事業を遂行できる能力があると認められること

(申請)

第4条 共催及び後援の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、承認申請書（様式第1号）に当該事業の開催要項等を添えて協会会長（以下「会長」という。）に申請するものとする。

(承認等の決定)

第5条 会長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査して、第3条に規定する承認の基準に該当すると認めるときは共催・後援承認通知書（様式第2号）により、該当しないと認めるときは共催・後援不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(変更の届け出)

第6条 承認を受けた申請者は、申請時の事業計画を変更しようとするときは、直ちに共催・後援変更届出書（様式第4号）により届け出なければならない。

(承認の取消)

第7条 会長は、次の各号の一に該当するときは、承認を取り消すことができる。

(1) 申請書に虚偽の記載があったとき

(2) 事業内容が第3条の承認の基準に該当しないことが明らかになったとき

2 会長は、承認を取り消したときは、申請者に書面で通知するものとする。

(報告)

第8条 会長は、承認した事業が終了したときは、必要に応じて申請者に報告書の提出を求めることができる。

附則

この要領は、平成30年9月1日から施行する。